

高知県

子ども読書活動推進計画

平成18年11月

高知県教育委員会

はじめに

読書は、親と子どもの絆を深めます。心の土壌を耕します。生きることの意味を深く考える機会をくれます。時間や空間を超えた人との出会いをもたらしてくれます。言葉を通して、子どもの心へ届く愛を享受して育った子ども達は、自分を愛し、他の人を愛し、信頼することができます。

このように、読書は、考える力や豊かなコミュニケーションをもたらす想像力、人への自然へのやさしさなど、生きる力のもとを育みます。

子どもが乳幼児期から本に親しみ、豊かな読書体験を積み重ねていくことのできる環境を作るためには、大人自らが読書の重要性を認識して子どもに働きかけをすることが必要です。

「高知県子ども読書活動推進計画」は、県内すべての子ども達が豊かな心を育み、人生を「より深く、強く生きること」を願って策定しました。

この計画は、幼児教育振興プログラムに位置付けた幼稚園と保育所での読み聞かせ、全校一斉読書の推進や司書教諭資格取得者の複数配置、さらにNPO法人「高知こどもの図書館」と公立図書館、学校図書館との連携の大切さを盛り込んだ高知県らしい内容となっています。

私達は今後、この推進計画の基本理念を尊重し、子ども達がそれぞれの発達段階に応じて、自主的に読書に親しみ、生涯にわたる読書習慣を身につけ、本を探す旅、人に出会う旅の楽しさを体験するお手伝いをしていきます。

各市町村におかれましては、それぞれの地域の実態に即した独自の計画を策定され、子どもたちの読書活動を積極的に推進されることを期待します。

この計画の策定にあたり、ご尽力いただきました「高知県子ども読書活動推進計画策定委員会」の委員の皆様をはじめ、貴重なご意見をいただきました県民の皆様に厚くお礼申し上げます。

平成18年11月

高知県教育長

大崎博澄

目次

| | | |
|------------|------------------------------------|----|
| 第1章 | 子ども読書活動の基本的な考え方 | 1 |
| 1 | 高知県子ども読書活動推進計画策定の趣旨 | 1 |
| 2 | 本県の現状と課題 | 1 |
| 3 | 基本理念 | 3 |
| 4 | 基本目標 | 4 |
| 5 | 計画期間 | 4 |
| 第2章 | 家庭における読書活動推進のための具体的な取り組み | 5 |
| 第3章 | 地域における読書活動推進のための具体的な取り組み | 6 |
| 1 | 公立図書館における読書活動の推進 | 6 |
| (1) | 県立図書館における読書活動の推進 | 6 |
| ① | 図書館資料の充実と利用の促進 | 6 |
| ② | 人材育成 | 7 |
| ③ | 次世代を担う子どもへの支援 | 7 |
| (2) | 市町村立図書館及び公民館図書室での活動推進への支援 | 7 |
| (3) | 特別な支援が必要な子どもへの支援 | 8 |
| (4) | 外国人の子どもへの支援 | 9 |
| 2 | 民間団体への支援・協働 | 9 |
| 第4章 | 学校等における読書活動推進のための具体的な取り組み | 10 |
| 1 | 保育所・幼稚園における読書活動の推進 | 10 |
| (1) | 読書活動の充実 | 10 |
| (2) | 読書環境の整備 | 11 |
| 2 | 小学校・中学校における読書活動の推進 | 11 |
| (1) | 読書活動の充実 | 12 |
| (2) | 学校図書館の整備・充実 | 12 |
| (3) | 学校図書館の情報化 | 13 |
| (4) | 人的配置の充実 | 14 |
| (5) | 地域・家庭との連携 | 14 |
| 3 | 高等学校における読書活動の推進 | 14 |
| (1) | 読書活動の充実 | 15 |
| (2) | 学校図書館の整備・充実 | 15 |
| (3) | 生徒の自主的な読書活動の促進 | 16 |
| (4) | 地域・家庭との交流 | 16 |
| 4 | 特別な支援が必要な子どもの読書活動の推進 | 17 |
| (1) | 読書活動の充実 | 17 |
| (2) | 読書環境の整備 | 18 |
| 5 | 共通理解を図るための支援 | 19 |
| 第5章 | 関係機関の連携・協力の推進 | 20 |
| 1 | 図書館相互の連携・協力 | 20 |
| 2 | 学校と公立図書館等の連携・協力 | 21 |
| 3 | 公立図書館・学校図書館とNPO法人「高知こどもの図書館」等の連携 | 21 |
| 4 | 公立図書館・学校図書館と「国際子ども図書館」等の連携 | 22 |
| 第6章 | 子どもの読書活動の啓発・広報の推進 | 22 |
| 1 | 「子ども読書の日」や「こどもの読書週間」等を中心とした啓発活動の推進 | 22 |
| 2 | 優れた取り組みの奨励や図書館の普及・啓発 | 23 |
| 第7章 | 推進体制の整備 | 24 |
| 第8章 | 財政上の措置 | 24 |
| [参考資料] | 学校等における読書活動の現状 | |
| | 公立図書館における読書活動の現状 | |
| | 子ども読書マップ | |
| | 公立図書館等の一覧表 | |
| | 高知県子ども読書活動推進計画策定委員会設置要綱 | |
| | 高知県子ども読書活動推進計画策定委員会委員 | |
| | 子ども読書活動の推進に関する法律 | |
| | 文字・活字文化振興法 | |

第1章 子ども読書活動の基本的な考え方

1 高知県子ども読書活動推進計画策定の趣旨

子どもにとって、読書は、豊かな情操を育むとともに、人間形成のうえで大きな役割を担っています。読書により、広い世界を知り、自分自身の考えを高めたり深めたりしながら、豊かな感性や情操、思いやりの心などを身に付けることができます。また、読書は、「考える力」「感じる力」「想像する力」「表現する力」などを育てるうえで中核となるものであり、自分の力で課題を発見し、主体的に判断して問題を解決することができる資質や能力を養うことにつながります。

このように子どもの読書は、子どもが自分の将来に夢を持ち、人生をより深く生きる力を身に付けていくうえで欠くことのできないものです。読書活動の推進にあたっては、子どもの発達段階を踏まえ、読書に親しむ環境を整えていくことが必要です。

「高知県子ども読書活動推進計画」は、国の「子どもの読書活動の推進に関する法律」*1 第9条第1項の規定による計画であるとともに、高知県内の子どもの読書活動の推進に関する施策の方向性や取り組みを示したものです。

本推進計画では、すべての子どもが豊かな心を育み、生涯にわたり自ら学ぶことのできる力や生きる力を養うため、子どもの読書活動の推進や環境の整備・充実を図ります。

*1 子どもの読書活動の推進に関する法律

子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、国や地方公共団体の責務などを明らかにした法律（平成13年12月施行）です。

この法律で子どもとは、おおむね18歳以下の者をいいます。

2 本県の現状と課題

本県では、市町村合併が進む中、公立図書館や関連機関が読み聞かせやおはなし会などの催し、そのための講座や研修会等、地域における子どもの読書活動を推進していくうえでの中心的な役割を担っています。

県内の市町村立図書館の設置状況*2は2006年4月（平成18年）現在、35市町村中、23市町村で設置されています。設置率は市が100%ですが、中山間地域の設置率は低くなっています。

市町村立図書館や公民館図書室には、児童用の蔵書*3が約65万冊あります。しかし、その中の約半数が市立図書館にあり、町村立図書館や公民館図書室には十分な蔵書がありません。そのため、中山間地域に住む子どもたちが本とふれあう機会は大変少ない状況です。

子どもと本をつなぐ専門性を持った司書は県内公立図書館に63人いますが、全図書館職員に占める割合*4は32%と低く、また、専任司書の割合も20%で全国と比較しても低い状況にあるため、人的体制の整備が課題となっています。

保育所や幼稚園では、子どもたちが本と親しむために、読み聞かせや絵本の貸出などを積極的に行い、読書活動の推進に努めています。小学校や中学校、高等学校では、読書習慣を身に付けるきっかけとして、積極的に全校一斉読書活動*5を実施しています。また、子どもたちは、授業中だけでなく休み時間や自由時間にも自発的に読書をしており、学校生活で読書習慣が定着しつつあります。

また、県内では、全国で初となるNPO法人で運営する「高知こどもの図書館」が、1999年に開館し、子どもたちの読書の場の提供、公立図書館や学校と連携した活動を積極的に実施しています。

しかし、全県的にみると、学校や地域には子ども読書活動に対する理解や関心、取り組みに依然として格差があり、すべての子どもたちにとって読書活動に取り組む体制や環境が整備されているとは言えません。

今後、県内の子ども読書活動を推進していくためには、子どもたちが自発的に読書ができるよう、社会全体での取り組みとそのための環境整備が求められます。

*2 市町村立図書館設置率

| | | | |
|-----------|-----|------|-------------|
| 市立図書館設置率 | 高知県 | 100% | (全国平均98.2%) |
| 町村立図書館設置率 | 高知県 | 50% | (全国平均46.6%) |

(日本の図書館2006 日本図書館協会)

*3 児童用の蔵書数

| | |
|------------------|----------|
| 市町村立図書館 | 599,288冊 |
| 公民館図書室 | 59,831冊 |
| NPO法人「高知こどもの図書館」 | 26,800冊 |

(平成18年度 県立図書館調査)

*4 全図書館職員に占める司書・司書補の割合

高知県 32.4% (全国平均43.1%)

全図書館職員に占める専任司書・司書補の割合

高知県 19.6% (全国平均23.5%)

(平成17年度 社会教育調査報告書 文部科学省)

*5 全校一斉読書活動実施率

| | | | |
|--------|-----|-------|-------------|
| 小学校 | 高知県 | 98.9% | (全国平均91.3%) |
| 中学校 | 高知県 | 97.5% | (全国平均78.0%) |
| 高等学校 | 高知県 | 64.7% | (全国平均34.7%) |
| 特別支援学校 | 高知県 | 29.1% | (全国平均19.2%) |

(平成17年度 学校図書館の現状に関する調査 文部科学省)

3 基本理念

子どもが誕生したとき、まわりの人々はその子の幸せな人生を祈ります。子どもの存在は、みんなにとって喜びであり、希望です。

私たちは子どもたちが、幸せな子ども時代を経、より深く、強く生きる人になることを願って、この計画を作ります。

子どもは好奇心に満ちています。周りの世界からすべてのことを吸収しながら、「ことば」を獲得し、自分の世界を持つ大人になるまで刻一刻と成長し、歩みを止めることはありません。そして、いつも今の自分より、大きくなりたいと手を伸ばしています。「子どもたちはこういう。『ぼくたちに本をください、翼をください。あなた方は力があって強いのですから、ぼくたちがもっと遠くまで飛んでいけるように、ぼくたちを助けてください。』・・・」（『本・子ども・大人』ポール・アザール）とあるように、生命力に満ちた子ども時代に想像の世界に遊ぶことは、生きることそのものであり、その宇宙に全身でゆだねることの楽しさと喜びを希求しているのです。

幼い頃に、自分をいとおしんでくれる人と共有した喜びと楽しさの経験、安心感、満足感は生きていくうえでの基盤を作ります。あたたかな言葉で語りかけられ、愛されているという実感は、人への信頼と自分自身への肯定感を育て、内から自分を支えてくれるのです。

本を読むことの楽しさは、主人公そのものになって様々な経験を自分のものとすることにあります。物語に秘められている真実、生と死、愛と憎悪、善と悪の冒険に満ちた世界と一緒に生き、自分以外の人生を体験します。生き生きとしたおもしろさに動かされた心は、さらに先に進もうという意欲、人生への希望をめざめさせるでしょう。

空想の翼を伸びやかに広げられる時代は、好奇心のままに、たっぷりとそこに遊んで心押し広げ、豊かに時間を積み重ねてほしいと願います。

また、大人への階段を上りかけた時期に、自分とは何だろうと問いかけたり、人生の岐路に悩む時、本は一人の人に会うと同じく、かけがえのない存在となってくれます。必要な助言を与え、力となってくれるでしょう。

短い子ども時代に出会う本は、その子どもをつくります。

私たち大人には、これから生きる子どもたちのために、これまでの人が培ってきた文化の最良のものを整え、伝える手助けをする責任があると考えます。

4 基本目標

私たち、大人がすべきことは、子どもたちの読書環境を整えることです。高知県で育つすべての子どもたちが、あらゆる機会とあらゆる場所において、自主的に読書活動ができる環境づくりを目指します。そのうえで、次の5点を大いにしたいと考えます。

(1) 自発的な読書を尊重します。

読書は楽しみのためのものです。

子ども一人一人の人格が尊重され、子どもの内的な欲求によって、本へと手が伸ばされるようにしましょう。

(2) 誰でもが読書できる環境づくりを目指します。

読書施設は子どもの近くにあり、いつでも自由に利用できる開かれた場であることが大切です。

蔵書は、地域の子どもの人数に関係なく、幅広く、一定の量があり、子どもの成長に合わせて、その必要に応えられる魅力的な構成に努めることが重要です。

子どもを温かく受け入れ、^{くつろ}寛ぎ、安心してすごせるような雰囲気をつくりましょう。

(3) 本を手渡す人がいる環境を目指します。

子どもと子どもの本を知り、専門的な知識を持った人が配置されることが重要です。

優れた本は子どもの内面をつくりませんが、子どもは大人の助けがなくては本の世界に入っていきません。日々、成長している子どもたち一人一人に、最もふさわしい本を手渡す人がいることが大切です。

それぞれの子どもを個人として受け止め、話を聞き、子どもと本の仲介役となれる人を配置するように努めましょう。

(4) 「ことば」に出会える環境を目指します。

十分に考え抜かれて選ばれた本が、幅広く、いろいろな視点から集められ、提供されるようにしましょう。

また、「わらべうた」や「おはなし」など、永い人の営みの中から生き残った「ことば」にも配慮をしましょう。

(5) 読書施設と地域の連携・協力を努めます。

地域全体で子どもを育む観点から、地域の子どもの受け入れる場所として、安心して過ごせるところを用意し、関わる人それぞれの立場を越えて連携・協力しあっていきましょう。

5 計画期間

平成19年度（2007年度）から平成23年度（2011年度）までの5年間とします。

ただし、必要に応じて見直しを行うものとします。

第2章 家庭における読書活動推進のための具体的な取り組み

家庭は子どもが最初に人間関係を結ぶ場で子どもの生活の中心であり、これからの人生の在り方に大きくかかわります。

子どもは本を読んでもらうことが大好きです。保護者や身近な人に本を読んでもらうことを通して、読んでくれた人に対して愛情を感じ、信頼関係が築かれます。そして、子どもの心は満たされます。子どもの時代に本を通じてたくさんの愛情をもらい、心満たされる幸せな時間を過ごすことがこれからの人生の糧になるはずで、まず、生活の基盤となる家庭で幸せな時を過ごすための一つの手段として読書を薦めます。

【具体的な取り組み】

- 保育所・幼稚園、学校、地域子育て支援センターやPTAと連携しながら、親子で参加できる読み聞かせなどの研修会や講座等の実施を推進し、読み聞かせの意義や読書の楽しさについて保護者への理解を図ります。
- 県や市町村が実施する家庭教育に関する講座や研修会、子育て講座などにおいて、国が配布している家庭教育手帳^{*6}等を活用し、家庭における読書や読み聞かせの重要性について保護者への啓発を行います。
- 家庭教育サポーター^{*7}などの研修、交流の実施を通して、家庭における読み聞かせや子どもの読書習慣の重要性を学習し、読書活動推進における人材の育成を図ります。
- 乳幼児や小学生がいる家庭には、保育所・幼稚園、学校、地域子育て支援センターを通じて、親子ふれあい読書の時間を持つように啓発します。
- 小学生や中学生、高校生がいる家庭には、学校参観日やPTA活動を通して、保護者が本と親しむ機会を作るとともに、家庭で子どもが自発的に本に手を伸ばす環境づくりに向けて働きかけます。
- 読書の意義や重要性、楽しさなどを伝えるために、発達段階に応じた推薦図書リストを配布し、子どもの読書の芽を育てるとともに家庭への啓発を行います。

***6 家庭教育手帳**

文部科学省が発行する子どもの発達にあわせた子育て支援のための手帳です。

***7 家庭教育サポーター**

家庭教育（子育て）に関する相談を友人のような関係で気軽に応じたり、親同士の交流を促進するなど地域に密着した子育て支援活動を実施しています。

平成18年7月現在、34市町村227人。

第3章 地域における読書活動推進のための具体的な取り組み

子どもが、生活のあらゆる場で本に親しみ、読書習慣を身に付けるためには、子どもたちの身近なところで、自由に本を手にとることのできる環境を地域全体でつくることが大切です。

1 公立図書館における読書活動の推進

公立図書館は、子どもが地域で本と出会い読書を楽しむことのできる場所であり、地域における子どもの読書活動の中核的役割が期待されています。子どもが利用できる範囲に図書館があり、そこに読み聞かせや本の紹介のできる専門の司書がいて、自由に本を手にして選ぶことができる読書環境は、子どもたちが本を身近に感じ、親しみを持つために有効です。

しかし、県内市町村図書館24館のうち9館にしか専任司書が配置されておらず、専門的なサービスを行う司書が、すべての市町村図書館に配置されることが望まれます。

また、子どもの読書活動を推進するためには、図書館資料の充実や人材育成など、読書環境の整備・充実を図ることが重要です。

(1) 県立図書館における読書活動の推進

県立図書館は、県内全域に子ども読書を普及し、子ども読書活動を振興するための中核となる役割を担っています。

子ども読書活動の方法を探り、地域住民の読書活動の責務を負った市町村立図書館を質的、物的に支援する拠点となることが重要です。

【具体的な取り組み】

① 図書館資料の充実と利用の促進

- 子ども読書の普及振興を図るために子ども読書室を設置し、選書や蔵書、読み聞かせなどに関する相談に積極的に対応します。
- 子ども読書センター的な役割と機能を果たすため、子どもの読書活動に必要な図書館資料、情報が提供できる総合的な環境づくりに努めます。
- 利用者のニーズ、読書相談に適切に対応し、多様な資料の充実に努め、図書館資料の利用を促進します。
- 公立図書館、学校、民間団体などの子どもの読書活動の推進に関する資料を充実させ、活動や研究を支援します。
- 市町村立図書館及び未設置町村に対して、資料の貸出を推進し、県内すべての子どもに本を手渡せるような環境づくりに努めます。
- 中・高校生向けの図書館資料の整備、読書相談や展示の実施など、ヤングアダルトサービスの充実を図るように努めます。

② 人材育成

- 児童サービス担当者は、新しい知識と技術の習得に努め、資質と能力の向上に努めます。
- 児童サービス担当者の専門性を向上させるため、研修を継続的に実施するとともに、県立図書館職員と市町村立図書館職員との交流を行い、子ども読書推進のための人材を育成します。
- 児童サービスの全体的な進展を図る観点から職員を派遣し、運営に関する指導助言に努めます。また、子ども読書普及のため、講師依頼に積極的に応じます。

③ 次世代を担う子どもへの支援

- 図書館の存在を広くアピールし、中学生や高校生の職場体験学習やボランティア活動を積極的に受け入れ、自立して自主的に学ぶ子どもを支援します。

(2) 市町村立図書館及び公民館図書室での活動推進への支援

市町村立図書館では、子どもの読書活動に関する情報の収集・提供や絵本の読み聞かせ、ストーリーテリング^{* 8}等、創意工夫のある催しなどを実施しています。

しかし、現在、県内で公立図書館を設置している町村は非常に少ない状況です。公立図書館が設置されていない地域では、公民館に併設された図書室が公立図書館の役割を担っていますが、蔵書や施設、人的配置などで不十分などところが多くあります。

そのため、特に、本と出会う機会の少ない中山間地域に住んでいる子どもたちが、本と出会い読書を楽しむことができるような読書環境づくりに、積極的、計画的に取り組んでいくことが求められます。

【具体的な取り組み】

- 図書館設置市町村に対して、「公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準^{* 9}（平成13年文部科学省告示132）」に基づき、その実態に応じて児童室や児童コーナーを整備するなど、子どもたちや住民のニーズに応じた読書環境の整備を実施するように働きかけます。
- 職員の読書活動に関する意識の高揚を図るため、研修や講座などへの参加を促進します。
- 市町村立図書館、公民館図書室、学校図書館、その他の読書関係機関への支援、協力、相互貸借や団体貸出によって量的に支援するとともに、県内全域に対して、迅速かつ円滑な物流体制づくりに努めます。

- 地域子育て支援センターや保健センター、福祉保健所などと協力し、子どもや保護者が多く集まる施設に図書（本）コーナーを設置し、読書環境づくりに努めます。
- 図書館における専門的なサービスを行う司書の配置が重要であることから、市町村立図書館への司書の配置を働きかけます。
- 地域のボランティアによる読み聞かせなどの活動が推進されるよう促します。
- 中・高校生向けの図書館資料の整備、読書相談や展示の実施など、ヤングアダルトサービスの充実を図るように働きかけます。

***8 ストーリーテリング**

昔話や物語を覚えて語って聞かせることで、「素話」「語り」とも言われます。

***9 公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準（平成13年文部科学省告示132）**

図書館法第18条に基づく公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準であり、公立図書館の健全な発展に資することを目的とします。

（3）特別な支援が必要な子どもへの支援

すべての子どもたちにとって読書活動は大切なものであり、特別な支援が必要な子どもたちへも自主的な読書活動ができる環境を整備する必要があります。しかし、県内のほとんどの公立図書館では、特別な支援が必要な子どもたちへの読書活動サービスが十分に行われている状況にはありません。

【具体的な取り組み】

- 特別な支援が必要な子どもが本に親しむことができるよう、各図書館において、受け入れ態勢を整え、積極的な利用を推進します。
- 施設面で配慮したり、点字資料、録音資料、大活字本、さわる絵本などの充実を図ります。
- 特別支援学校等に対して、障害の状態に配慮した図書の選定について支援するとともに、各学校への団体貸出などの拡充に努めます。
- 関係機関と連携して、点字図書、録音図書の作成など、点訳、音訳、対面朗読等の読書サービスに努めます。
- 各学校における絵本の読み聞かせやおはなし会の実施とその充実に努めます。

(4) 外国人の子どもへの支援

高知県の人口調査(平成17年12月)によると、県内に在住する外国人は、アジア地域の出身者を中心におよそ4,000人います。外国人の子どもは多くはありませんが、日本語以外の子ども向け資料の紹介を通じて、外国人の子どものニーズに応えることが大切です。

【具体的な取り組み】

- 専門図書館を通して、各国で出版された児童書の情報収集に努めます。
- 各国で出版された児童書、特に、アジアの国々の児童書の収集に努めます。
- 様々な機会を捉えて、外国の絵本の紹介をするとともに、各機関と連携して、外国語の児童書について情報を提供します。

2 民間団体への支援・協働

子どもと子どもの読書に関心を持ち、子どもと本を結ぶ役割を担うNPO法人「高知こどもの図書館」のような民間団体やボランティアが徐々に増えてきています。そして、自由で柔軟な発想により、保育所・幼稚園、学校、図書館などで、様々な民間団体やボランティアの活動が行われており、子どもの読書に関わる人々・グループのネットワークづくりの動きも広がってきています。

また、個人の蔵書を貸し出す「子ども文庫」活動は、自宅の一室を地域の子どもに開放して、子どもたちに読書の楽しさを伝えています。

今後は、このような活動の充実を図るため、活動内容や運営、ボランティアの資質向上を目指して、協力・支援をすることが大切です。

【具体的な取り組み】

- 図書館資料の貸出や活動場所の提供、研修における講師の紹介など活動の支援をします。
- 国や企業の助成制度を紹介し、子どもの読書活動を推進する活動を支援します。
- 読書の意義や楽しさなどを伝える活動を積極的に支援し、連携・協働して取り組むように努めます。

第4章 学校等における読書活動推進のための具体的な取り組み

子ども一人一人が、読書の楽しさを味わい、読書のよさやすばらしさを体験し、生涯にわたって本に親しんでいく態度と習慣を身に付けるためには、家庭、保育所・幼稚園、小学校、中学校、高等学校等で発達段階に応じた適切で継続的な指導と支援が必要です。

1 保育所・幼稚園における読書活動の推進

乳幼児期における子どもたちの感性と豊かな心を育むためには、絵本や物語などに親しみ、興味を持って聞き、想像する楽しさを味わうことができるよう取り組みを創意工夫することが大切です。

また、保護者に対して、子どもが絵本などに親しむ環境構成の工夫、絵本の読み聞かせや絵本の選定等の援助をすることも大切です。

(1) 読書活動の充実

生涯にわたっての読書習慣を身に付けるためには、乳幼児期からその幼児なりの楽しみ方で絵本や物語などの世界に浸り触れることが大切です。

多くの保育所や幼稚園では、年齢に応じて絵本の読み聞かせやストーリーテリング、家庭への貸出などを実施し、読書の楽しさを味わう取り組みが行われていますが、地域の人やボランティアの力を借りることも望まれます。

【具体的な取り組み】

- 「高知県幼児教育振興プログラム」* 10 の中に位置付けてある保育所・幼稚園における読み聞かせなどの読書活動の更なる充実に努めます。
- 絵本等に親しむ機会を確保するために、保育所・幼稚園の保育計画や指導計画の中に絵本や物語などに親しむ活動を位置付け、計画的に取り組むことができるよう支援します。
- 子育て支援活動や参観日などを活用して、読み聞かせの体験や子どもの好きな絵本に触れることにより、絵本の楽しさや読み聞かせの大切さに気付くよう、保護者への啓発に努めます。
- 子どもが読書の楽しさを実感するためには、保育者自身もいろいろな絵本などに親しみ、読書の楽しさを知ることが大切です。読書活動の意義・重要性や保育技術について研修の充実を図ります。

***10 高知県幼児教育振興プログラム**

本県のどこにおいても質の高い保育と教育を受けられるようにすることをめざし発足した「高知の子どもをどう育てるかを考える会」の提言の理念を踏まえ、高知県教育委員会が、幼児教育の充実を願って、幼児教育の振興に関する施策を効果的に推進するため、総合的な実施計画として策定したものです。

(2) 読書環境の整備

保育所・幼稚園では、子どもたちが、落ち着いて絵本等に触れることができるよう、身近な所に絵本などがあり、楽しみながら親しむことができる環境づくりが大切です。

そのためには、子どもの動線等を考え空きスペースを有効に活用するなどして、絵本等の設置場所やテーブルの配置などに留意し工夫することが必要です。

【具体的な取り組み】

- 子どもが自ら手にとって本に親しみ、落ち着いてじっくりと見ることが出来る絵本のコーナーや図書室を、保育所・幼稚園に設置するなどの環境づくりを推進します。
- 生活や季節、子どもの発達や興味・関心に応じた絵本などを計画的に整備するよう支援します。
- 保護者や図書館職員、ボランティア等と連携・協力し、ストーリーテリングの実施や絵本の読み聞かせ、紙芝居など、さまざまな芸術・文化活動にふれる機会や体制の充実を図ります。

2 小学校・中学校における読書活動の推進

小学校では、家庭や保育所・幼稚園で育んだ読書する心の芽生えを、教育課程全体で意図的、計画的に伸ばし、主体的な読者としての子どもを育成することが大切です。また、中学校では学習内容を深めるとともに、多感なこの時期に自分自身を見つめ、生き方を考え、豊かな心を育むうえで読書活動は大きな役割を果たすものです。

また、保護者や地域と連携を図り、子どもたちが読書を楽しむことができるような創意工夫のある取り組みを行うことも大切です。

(1) 読書活動の充実

計画的に学校図書館を利用しその機能の活性化を図り、子どもの主体的、意欲的な学習活動や読書活動を充実するためには、学校経営に読書活動の重要性をしっかりと位置付け、子どもの読書力の育成に向けた取り組みを学校全体で推進していくことが求められます。

【具体的な取り組み】

- 各学校の教育課程に「読書活動の時間・学校図書館利用の年間計画」を位置付けることを呼びかけ、教育課程の中に学校図書館活動を計画的に取り入れることができるよう働きかけます。
- 読書活動の取り組みに関する先進的な情報を機会あるごとに紹介し、読書活動の意義や重要性について周知を図ります。また、学校において読書活動の充実の方策について教職員が共通理解を図り、学校図書館の利用を中心とした学習活動や読書指導の推進体制が充実するよう働きかけます。
- 全校一斉読書や読み聞かせ等を日常の教育活動に取り入れたり、推薦図書の設定や読書週間の設定をしたりするなど、各学校における創意工夫ある取り組みを広く情報発信し、読書の機会の拡充を図ります。
- 学校図書館活用の指導が、各教科や全教育活動と関連付けて行われ、自分に必要な資料の探し方、目的にあった情報の選択の仕方、学習したことをまとめて報告やレポート等にして発信する仕方など、学び方が身に付く効果的な取り組みを情報発信します。
- 「学校図書館研究大会」の開催や「読書感想文コンクール」、「読書感想画コンクール」等の開催により、読書活動の動機付けをし、学校での読書活動の推進に努めるとともに、学校図書館協議会などの関係団体の活動を支援します。
- 生きる力をはぐくむ読書活動推進事業（国立教育政策研究所指定）推進地域の実践的な研究を普及します。

(2) 学校図書館の整備・充実

学校図書館は、想像力や思考力を培い、豊かな心を育む「読書センター」としての機能と、子どもの学習に対する興味・関心を引き起こし、自主的な学習活動を支援する「学習情報センター」としての機能があります。

その機能が十分に果たされるためには、子どもが読みたい本を十分に備え、子ども自らが読書をしたいという気持ちに応えることが大切です。また、有効に活用できる図書館資料を整備し、学校における学習活動の中に読書活動の取り組みを位置付けることも重要です。

さらに、公共図書館との連携を深めることにより、一層学校図書館の機能を充実させることも不可欠です。

【具体的な取り組み】

- 各教科や「総合的な学習の時間」における調べ学習などの学習環境が整備され、必要な資料の充実が進むよう働きかけます。
- 公立図書館からの団体貸出など、関係機関・団体等との連携について情報を提供し、読書指導の充実が図られるよう支援します。
- 読書に興味・関心を持たせるような配架の仕方や展示・掲示など、親しみやすく心が和む環境づくりが進むよう、モデル的な取り組みについて情報提供します。

（3）学校図書館の情報化

子どもがこれから生きていく社会では、膨大な情報を適切に判断・活用し、情報を発信する力を身に付けていくことが大切です。

こうした力を育てるために、学校図書館が最良の場となるよう、学校はメディアリテラシー* 11を正しく理解したうえで、情報機器の整備を進める必要があります。

* 11 メディアリテラシー

「メディアが伝える情報が日常のあらゆる局面に深く浸透し、我々のものの見方や考え方から文化の形成にいたるまで大きく影響するなか、メディアが送り出す情報を単に受容するのではなく、意図を持って構成されたものとして、積極的に読み解く力」

『メディア・リテラシー』菅谷 明子 著 岩波新書 2000年8月刊 P9より

【具体的な取り組み】

- 調べ学習などにおいて、意欲的に情報収集ができるよう学校図書館にコンピューターを設置し、適切かつ有効的にインターネット等を活用できる環境の充実が図られるよう促します。

(4) 人的配置の充実

子どもが、本を読むことは楽しいものであり、役に立つものであるということを実感できるようにするためには、子どもに本を薦めたり、本の話をしたり、本を読んだりしてくれる人、すなわち子どもと本の橋渡しのできる人が学校図書館には求められます。

【具体的な取り組み】

- 県内小中学校における学校図書館担当教諭の配置を充実させ、関係地域での学校図書館教育の推進が図られるよう、様々な機会において啓発します。
- 「学校図書館司書教諭講習」を紹介するなど司書教諭の養成講習の機会を周知し、司書教諭資格取得の促進に努めます。
- 学校図書館法に準ずるよう、12学級以上の学校に司書教諭資格取得者を複数配置し、学校図書館の運営・活用について中心的な役割を担うことができるよう、教職員の協力体制の確立や校務分掌上の配慮などの工夫を促します。

(5) 地域・家庭との連携

地域の学校であるという観点から、学校の施設を積極的に開放していくことが求められています。

本県の図書館や地理的特性を考慮すると、地域の核となる学校図書館の役割は大きく、地域の子どもや保護者が気軽に学校で本と親しみ、憩いの場となるよう、学校図書館にある蔵書や空間を効果的に活用することが重要です。

【具体的な取り組み】

- 親子読書や保護者による読み聞かせボランティアの実施など、家庭の中でも読書を楽しむ雰囲気醸成する取り組みが広がるよう、効果的な取り組みについて、様々な場において情報提供します。
- 学校の教育活動に支障をきたさない範囲で、安全管理に配慮しながら、地域の子どもや保護者が学校図書館を活用できるよう、地域に開かれた学校図書館としての創意工夫のある取り組みについて情報提供します。

3 高等学校における読書活動の推進

高等学校では、小・中学校における教育の成果を受けつぎ、さらに発展させるよう取り組みます。高等学校では、生徒の豊かな人間性や社会性を育て、社会

の担い手としての資質を身に付けられるように、特色ある教育を創意工夫し実践しています。こうした取り組みにおいて、読書を大切な教育活動として位置付け、生徒の個性を伸ばし、主体的に社会の中で生きていく力を育てます。

高等学校の読書活動においては、豊かな情緒を育てるだけでなく、目的に応じた読書に取り組むことによって、社会的な知識や論理的な思考力・表現力といった、将来の社会生活に必要なリテラシーを身に付ける効果も期待されます。また、生徒が読書のよさに気づき、生涯にわたって読書に親しみ、次の世代へと読書を引き継いでいく資質を育てることも大切です。

そのために、学校内に読書活動推進のための組織を作り、全校的な読書活動に取り組みます。また、読書活動において、学校図書館がその機能を十分に発揮できるよう、学校図書館の整備を進める必要があります。

(1) 読書活動の充実

学校教育目標に基づき、教育計画に「読書活動の推進」に関する項目を取り入れ、教科の学習、「総合的な学習の時間」での充実に取り組みます。また、「朝の読書」をはじめとする一斉読書活動など、全校的な読書活動を促進し、生徒の主体的、積極的、継続的な読書活動を計画的に推進することが大切です。

【具体的な取り組み】

- 各校が校内に読書活動推進のための組織を作り、読書活動の重要性を学校全体で共有するとともに、すべての生徒が主体的に読書活動に取り組むことができるよう、必要な支援を行います。
- 各校が実施する一斉読書活動を推進・充実するために、必要な予算的措置を行います。
- 各校が読書活動を充実するための参考となるよう、学校図書館協議会など外部団体の協力も得ながら、読書活動に関する情報発信の充実に取り組みます。
- 読書感想文コンクールの後援や読書活動優秀校の推薦など、各校の読書活動の推進を図るための取り組みを支援します。

(2) 学校図書館の整備・充実

学校図書館は、学校がその教育目標を達成するために必要な情報を提供する「学習情報センター」としての役割を担っています。また、生徒が読書に親しみ、将来にわたって読書を愛好する姿勢を育てる「読書センター」としての役割を担っています。

そのため、図書館資料の充実、情報機器の整備とあわせ、生徒が読書について気軽に相談でき、生徒の視点にたって読書のよさや面白さを伝える教職員がいることが大切です。

【具体的な取り組み】

- 学校図書館が、授業や生徒の自主的な読書活動にふさわしい環境となるよう、図書館資料の充実や施設の整備に努めます。
- 各校での読書活動を円滑にし、読書相談を充実するため、司書教諭、学校司書など学校図書館担当教職員の適正配置に努めます。
- 学校図書館の情報検索環境を充実し、多様な学習活動に対応するため、情報機器の整備に努めるとともに、公共図書館との連携を促進します。
- 各校が学校図書館を充実させるための参考となるよう、学校図書館の運営などに関する実践事例を積極的に発信します。

（３）生徒の自主的な読書活動の促進

生徒の読書活動を推進するためには、読書に関心を持っている生徒を中心に、読書のよさを生徒どうしが同世代の視点で伝えあう環境づくりをすることも効果的です。

高等学校では、「図書委員会」など、生徒による読書活動を推進する組織を作っています。こうした生徒を中心に、生徒どうしがお互いの読書活動を高めあう取り組みをさらに推進します。

【具体的な取り組み】

- 学校図書館の運営や、校内での読書活動の推進において、生徒の主体的・積極的な参加を促し、同世代の感性を生かすことで、多くの生徒が読書に親しむことができるよう支援に努めます。

（４）地域・家庭との交流

高等学校では、地域の特性を生かした教育活動を取り入れ、地域との交流を促進しています。読書活動の交流としては、学校図書館を必要に応じて地域に開放するだけでなく、生徒の地域での活動も行われており、今後もこうした取り組みを充実する必要があります。

また、「開かれた学校づくり」の施策にあわせ、学校での読書活動についての外部評価を取り入れ、地域・家庭の意見が反映されるようにすることも必要です。

【具体的な取り組み】

- 地域の実態に合わせ、学校の教育活動に支障のない範囲で学校図書館の地域開放に継続して取り組みます。
- 学校休業日に地域の主体的な読書活動の場として学校施設を開放できるように努めます。
- 各校において生徒の地域での交流活動が促進されるよう必要な支援に取り組みます。
- 「開かれた学校づくり」の施策を通して、学校の読書活動に対する外部評価を取り入れ、読書活動の充実に保護者、地域の意見も反映される取り組みを推進します。

4 特別な支援が必要な子ども^{* 12}の読書活動の推進

特別な支援を必要とする子どもたちが本と出会い、読書活動の楽しさを通して自主的な読書活動ができるよう、保育所・幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校^{* 13}のそれぞれの学校での取り組みを進める必要があります。

各学校では、幼児児童生徒一人一人の障害の特性に応じた適切な支援の方法を考えるとともに、障害の状態に配慮した図書の整備、補助具や視聴覚機器、パソコンなど、学校図書館における読書環境の整備・充実に取り組む必要があります。

(1) 読書活動の充実

特別な支援が必要な子どもたちは、教職員やボランティアによる読み聞かせ、学校行事でストーリーテリングを取り入れたりするなど、障害の状態や発達段階に応じて読書活動を行っています。読書活動を充実させるためには、障害の特性を理解し、一人一人にあった適切な支援の方法を工夫する必要があります。

【具体的な取り組み】

- 特別な支援を必要とする子どもたちが本に親しむことのできる図書の整備、教職員やボランティア等による読み聞かせ、ペープサート^{* 14}、パネルシアター^{* 15}、エプロンシアター^{* 16}、読書発表展などの活動を工夫し、読書活動や読書指導を推進するよう働きかけます。
- 児童生徒一人一人の障害の特性に合った、読書をするための支援の方法について理解啓発を図ります。

- 特別な支援を必要とする子どもたちが本に親しめるよう、全国の点字図書館等の点字データの活用や、インターネットによる録音図書の配信システム、デージー図書* 17 など情報通信ネットワークを活用した録音データの活用を促進し、聴く読書の取り組みを進めます。

*** 12 子ども**

特別支援学校には、専攻科の生徒や中途失明により入学した成人の生徒、学齢超過者の生徒など、成人の生徒も在籍しているため、「特別な支援が必要な子ども」には、こうした成人の生徒も含めます。

*** 13 特別支援学校**

平成18年6月21日に「学校教育法等の一部を改正する法律」が公布され、現在の盲・聾（ろう）・養護学校は障害種別を超えた特別支援学校の制度に改められます。同法は平成19年4月1日より施行されるため、本推進計画では、特別支援学校と表記しました。

*** 14 ペープサート**

紙に描いた絵に棒をつけた人形を使い、それを動かしたり反転させたりしながら行う簡易の人形劇です。

*** 15 パネルシアター**

毛羽立ちのよい布のパネルに、布でできた登場人物や小道具をはったりはがしたりしながら、お話や歌に合わせて進める教材です。

*** 16 エプロンシアター**

人形劇のようなもので、エプロンをした人がポケットから仕掛けのある登場人物の人形などを取り出し、付けたり、はずしたりしながら、エプロンを背景にお話を進める教材です。

*** 17 デージー図書**

録音図書の国際標準規格であり、録音データはインターネットなどを通じて入手することができます。1枚のCDに数十時間分の音声データを入れることができ、専用の再生機やパソコンで聴くことができることから、従来のカセットテープによる方式から置き換わりつつあります。視覚障害者だけではなく学習障害やお年寄りの方にも利用が広がっています。

(2) 読書環境の整備

保育所・幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校では、幼児児童生徒の発達段階や障害の状態に応じた読書ができるよう、図書の充実や読書環境の整備に努める必要があります。

また、学校図書館が、特別な支援を必要とする子どもを含め、すべての幼児児童生徒が利用しやすい図書館となるよう環境整備が求められています。

【具体的な取り組み】

- 学校図書館における書棚の高さの工夫、快適に利用するための場所や空間の確保（例えば、机の配置、個別に使用できるつい立てやブース、畳スペース、照明の工夫、防音）、掲示物の精選や配置の工夫、視聴覚機器や補助具などにより自主的な読書活動ができるよう読書環境の整備に努めます。
- 子どもの障害の状態や特性に応じた図書や図書資料等（点字本、録音図書、絵本、字幕付きビデオなど）の充実に努めるよう促します。

5 共通理解を図るための支援

学校等全体で読書活動を推進していくためには、管理職はもちろんのこと、教職員及び保育施設職員が、読書活動や図書館活動の持つ重要な意義について理解を深めることや、学校等の教育計画に読書活動及び学校図書館などの利用を位置付けて、計画的に取り組むことが重要です。

【具体的な取り組み】

- 県教育センターが実施する教職員の年次研修などにおいて読書活動に関する項目を取り入れ、各校における読書活動の活性化を進めるよう取り組みます。
- 学校等の教育計画の中に、読書活動や学校図書館などの利用を位置付けて、計画的に取り組むよう働きかけます。

第5章 関係機関の連携・協力の推進

子どもの自主的な読書活動を推進するためには、家庭・地域・学校を通じた社会全体での取り組みが必要です。

それぞれが担うべき役割を果たすとともに、公立図書館、学校、民間団体などの関係機関が連携し、計画的、継続的、総合的に子どもの読書活動を推進していくことが重要です。

1 図書館相互の連携・協力

地域住民に対する児童図書蔵書の貸出情報、子ども読書に関する行事などの多様な情報の提供は、子どもの読書活動を推進していくうえで、重要な役割を果たしています。

現在、市町村では、相互利用に関する協定を結び、地域内在住者はいずれの図書館あるいは公民館図書室にも登録して利用できる広域貸出の実施が広がりつつあります。

中山間地域が多く、公立図書館が少ない本県にとって、子どもが本と出会い、本の楽しさを知るためには、蔵書資料の貸出システムの構築やインターネットで検索できる蔵書情報検索システム^{*18}の導入などの整備を早急にすることが重要です。

また、図書館の資料や情報の相互利用等の協力活動のほか、近隣の公立図書館、図書室による共同事業の実施など、図書館間での連携・協力を図るために、図書館間や学校間、民間団体間などの全県的なネットワークをつくることも必要です。

【具体的な取り組み】

- 県立図書館は、館内での検索システムやインターネットホームページでの検索による情報提供を積極的に行います。
- 県立図書館は、地域の活動を担う市町村立図書館と協力し、蔵書資料の相互貸借や情報の共有化を図ることができるよう、県内全市町村立図書館とのネットワークシステムの構築を進めます。
- 県立図書館は、県内ネットワークシステムに基づき県内の中核的図書館として、市町村立図書館や学校図書館との資料相互利用の促進に努めます。
- 図書館の資料や情報の相互利用、近隣の公立図書館、図書室による共同事業の実施など、図書館間での連携・協力を推進します。

- インターネットを利用した各家庭や職場での蔵書検索が普及すると県内図書館間の資料の相互貸借が量的に拡大するばかりでなく、資料入手までの迅速な対応が求められるため、より速く効果的な搬送網を整備します。

*** 18 蔵書情報検索システム**

コンピューターを導入することで、複数館の目録情報が検索でき、どこからでも書誌情報や所蔵情報を瞬時に入手できるシステムです。

2 学校と公立図書館等の連携・協力

公立図書館等では、学校図書館や学級文庫への図書館資料の団体貸出・協力貸出や「総合的な学習の時間」、調べ学習用の図書の収集・調査・紹介・貸出を行うほか、図書館員が学校を訪問し、読み聞かせやストーリーテリングを行うなど、学校への様々な支援が始まっています。

そのため、学校と公立図書館等の連携の在り方について研修会を実施し、その連携・協力体制をつくることが望まれます。

【具体的な取り組み】

- 公立図書館から学校への図書館資料などの団体貸出や、学校の調べ学習等での公立図書館のレファレンス^{* 19}機能の利用を一層促進します。
- 学校図書館担当職員と公立図書館の司書との合同研修会を開催し、情報交換や専門的技術の向上を図ります。

*** 19 レファレンス**

利用者の質問に対して、図書館職員が所蔵資料等を活用し、資料の検索や提供などのサービスを行うことです。

3 公立図書館・学校図書館とNPO法人「高知こどもの図書館」等の連携

NPO法人「高知こどもの図書館」^{* 20}は、子どもたちの読書の場の提供や本の世界に遊ぶ環境づくりなどの活動を積極的に展開しています。

子どもの読書活動を積極的に推進していくためには、公立図書館や学校図書館、NPO法人「高知こどもの図書館」などがともに連携して取り組むことが望まれます。

【具体的な取り組み】

- 研修会や行事を開催する時は、公立図書館や学校図書館、NPO法人「高知こどもの図書館」などが連携して取り組むことができるよう、働きかけます。

*** 20 NPO法人「高知こどもの図書館」**

全国で初となるNPO法人で運営する図書館で、1999年に高知市に開館しました。

4 公立図書館・学校図書館と「国際子ども図書館」等の連携

「国際子ども図書館」* 21 は、子どもの出版文化に関する広範な調査・研究を支援するナショナルセンターとして機能しています。また、子どもたちに読書の楽しさを伝え、図書館や本の世界に親しむきっかけを与えることを目的とした各種のサービスも実施しています。

今後は、「国際子ども図書館」の機能や活用の仕方などを公立図書館や学校図書館に周知することが必要です。

【具体的な取り組み】

- 「国際子ども図書館」の機能や活用について、ホームページで紹介します。

* 21 国際子ども図書館

平成12年1月に設立された日本初の国立の児童書専門図書館です。
正式名称は国立国会図書館国際子ども図書館（平成14年5月5日に全面開館）です。

第6章 子どもの読書活動の啓発・広報の推進

1 「子ども読書の日」や「こどもの読書週間」等を中心とした啓発活動の推進

「子どもの読書活動の推進に関する法律」の規定により設けられた「子ども読書の日」* 22 については、「広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高める」という趣旨に基づき、適切な事業の実施が望まれます。

そのため、県内各地で「子ども読書の日」や「こどもの読書週間」* 23、「文字・活字文化の日」* 24 等に、公立図書館を中心に民間団体やボランティアなどと連携しながら、その趣旨にふさわしい事業を実施し、読書の意義や重要性について理解を深め、県民全体で推進の気運を高めていくことが重要です。

また、子どもの読書活動の実態や県内の市町村、学校、図書館、民間団体などの取り組みに関する情報が、県民に提供されることも必要です。

【具体的な取り組み】

- 「子ども読書の日」に向け、メディアやポスターなどを通じて、読書の楽しさや意義、重要性について県民への啓発に努めます。
- 「子ども読書の日」や「こどもの読書週間」、「文字・活字文化の日」等に、公立図書館・図書室や学校などでその趣旨に沿った行事や催しを実施するように働きかけます。
- 公立図書館・図書室、学校、民間団体、ボランティアなどと連携・協力し、子どもが読書に親しむことを目的とした事業を実施するように努めます。

- 子どもの読書活動を推進するための啓発資料やパンフレットを作成し、関係機関などに配布するとともに、様々なメディアを通じて、県民に読書情報を提供します。

*** 22 子ども読書の日**

4月23日。国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、「子どもの読書活動の推進に関する法律」によって制定されました。

*** 23 こどもの読書週間**

4月23日から5月12日、子どもの日を中心とした3週間。子どもの読書を進める目的で社団法人読書推進運動協議会が、子どもたちによい本やよい雑誌に親しむことをすすめ、読書の楽しさや喜びを知らせ、正しい読書の習慣を身に付けさせることを目的として定めました。

*** 24 文字・活字文化の日**

文字・活字文化振興法第11条により、10月27日と定められています。

文字・活字文化振興法とは、文字・活字文化の振興に関する基本理念を定め、国や地方公共団体の責務を明らかにした法律です。

2 優れた取り組みの奨励や図書の普及・啓発

県内には、特色ある優れた実践を行っている学校、図書館、民間団体等がたくさんあります。その取り組みを奨励することは、関係者の意欲をさらに高めるとともに、活動の一層の充実を図ることになります。さらに、子どもの読書活動についての関心と理解を高めるためには、優れた取り組みを広く県民に広報することも重要です。

また、推薦図書リストを家庭や関係機関に配布し、子どもに手渡したい本や子どもに薦めたい本を紹介するなど、読書活動に関する普及・啓発に努めることが大切です。

【具体的な取り組み】

- 子どもの読書活動優秀実践図書館・団体（者）・学校における文部科学大臣表彰や顕彰制度について周知を図り、優れた取り組みを行っている学校、図書館、民間団体、個人の活動の促進を図ります。
- 優れた取り組みを実施している学校や図書館、団体等を研修会や研究大会などで紹介し、子どもの読書活動についての関心と理解を高めるよう努めます。
- 保育所・幼稚園、学校における読書活動や学校図書館活動の情報を収集し、発信するように努めます。
- 推薦図書リストを家庭や関係機関に配布し、読書活動に関する普及・啓発を図ります。

第7章 推進体制の整備

県内各地では、公的機関や民間団体などにより、子どもの読書活動に対する取り組みが行われていますが、相互の連携については十分とは言えません。

子どもの読書活動を推進するにあたっては、県と市町村が連携・協力し、計画的、継続的、総合的に施策を推進することが必要です。

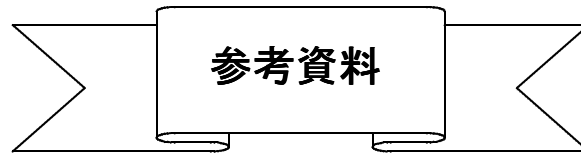
また、県内各地で活動している民間団体も含めた幅広い連携体制を構築することによって、子どもが本を読むことの楽しさや喜びに出会う機会を広げるとともに、県民の読書活動への理解を深めて、全県的に取り組むことが重要です。

【具体的な取り組み】

- 市町村には、様々な機会を捉えて、子どもの読書活動の持つ意義などについて周知を図り、地域の実態に応じた推進計画を策定するよう働きかけます。
- 市町村立図書館や公民館図書室、保育所・幼稚園、学校、民間団体などが連携・協力して、子どもの読書活動を推進する体制づくりに努めます。
- 市町村には、図書館情報を提供するホームページの開設、インターネットなどで検索できる蔵書情報検索システムの導入及び利用者用コンピューターの設置を推進するよう働きかけます。
- 県立図書館を中心とした図書館や学校、民間団体などによるネットワークづくりに努めます。
- 県内の図書館などの蔵書検索(高知県横断検索システム)の充実・拡大を図り、図書館間の情報ネットワーク化をさらに推進します。
- 県内の行政関係者、教育関係者、民間団体関係者などから構成する「高知県子ども読書活動推進委員会(仮称)」を設置し、この計画の進捗状況について検証・評価するとともに情報交換を行うことによって、施策の推進を図るよう努めます。
- 子どもの読書活動推進に関する調査を行い、県内外の情報の収集と提供に努めます。

第8章 財政上の措置

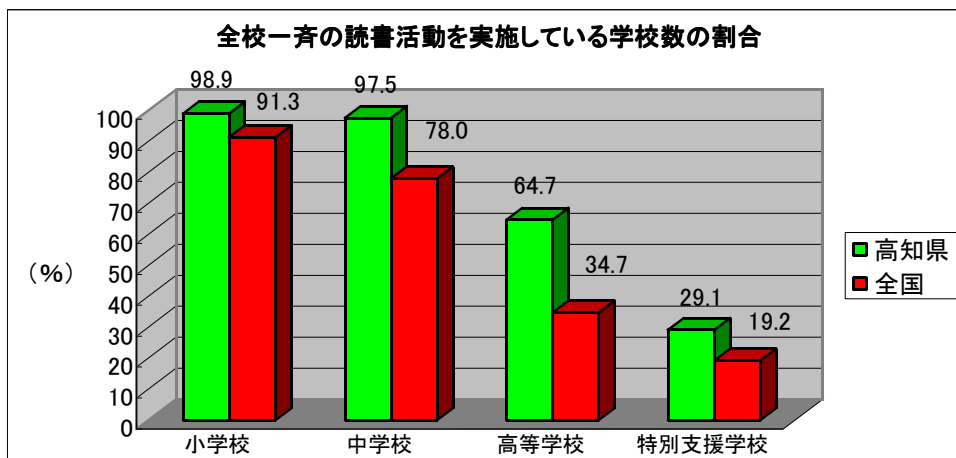
県は、本推進計画において示した各種施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めます。



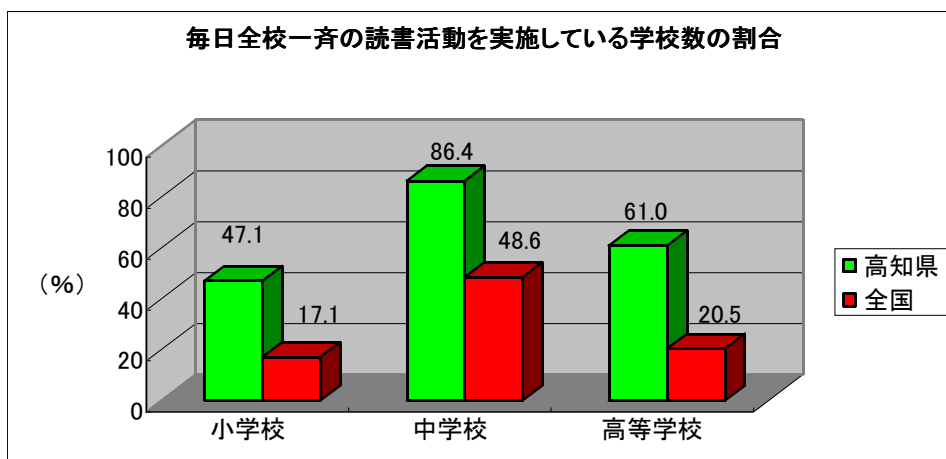
参考資料

- | | |
|---------------------------|---------------|
| ☆ 学校等における読書活動の現状 | P 2 5 ~ P 2 7 |
| ☆ 公立図書館における読書活動の現状 | P 2 8 ~ P 2 9 |
| ☆ 子ども読書マップ | P 3 0 |
| ☆ 公立図書館等の一覧表 | P 3 1 |
| ☆ 高知県子ども読書活動推進計画策定委員会設置要綱 | P 3 2 |
| ☆ 高知県子ども読書活動推進計画策定委員会委員 | P 3 3 |
| ☆ 子どもの読書活動の推進に関する法律 | P 3 4 ~ P 3 5 |
| ☆ 文字・活字文化振興法 | P 3 6 ~ P 3 8 |

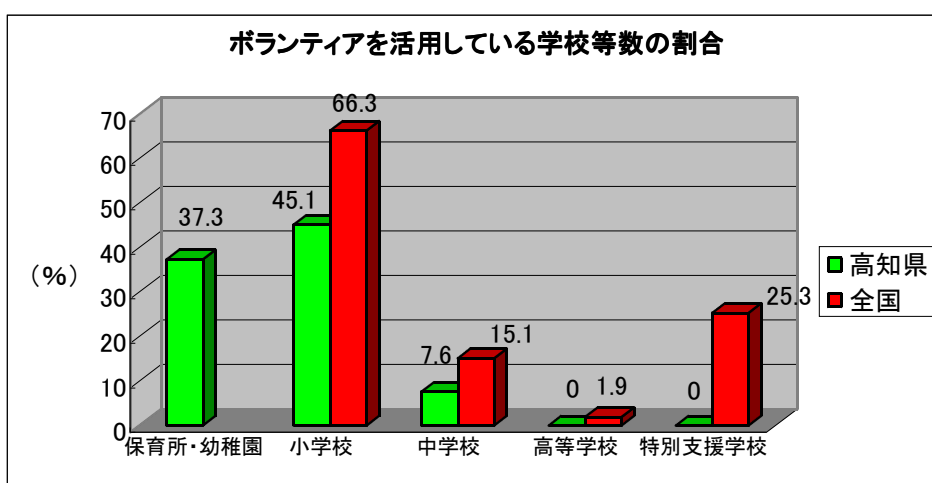
☆ 学校等における読書活動の現状



(平成17年度「学校図書館の現状に関する調査」(文部科学省))

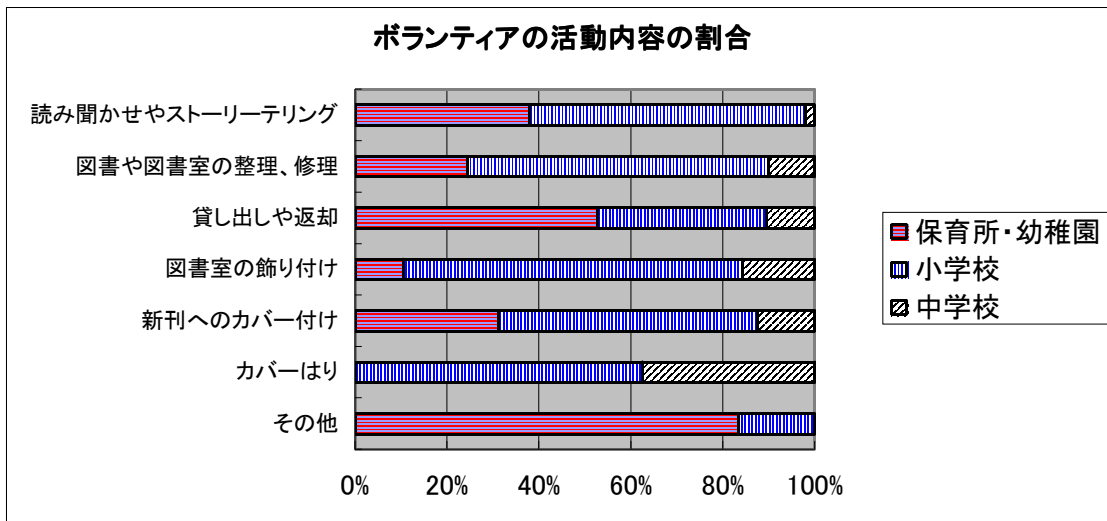


(平成17年度「学校図書館の現状に関する調査」(文部科学省))

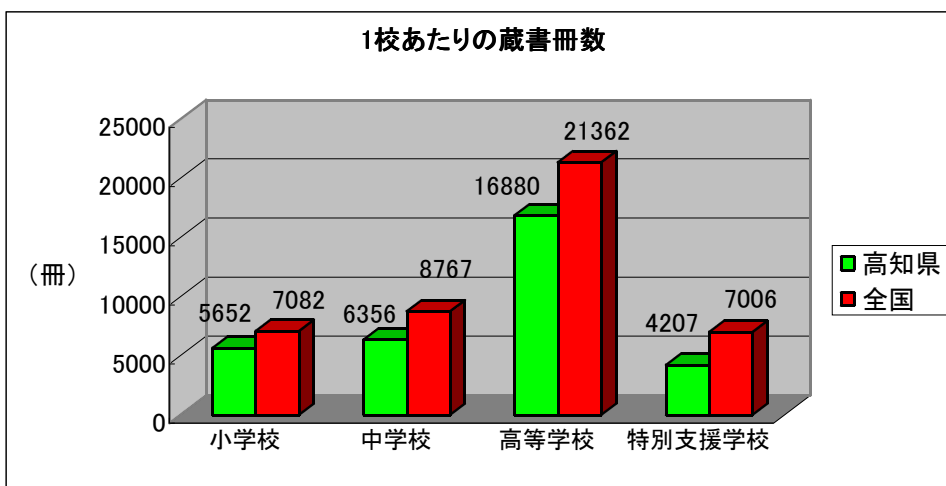


(平成17年度「学校図書館の現状に関する調査」(文部科学省))

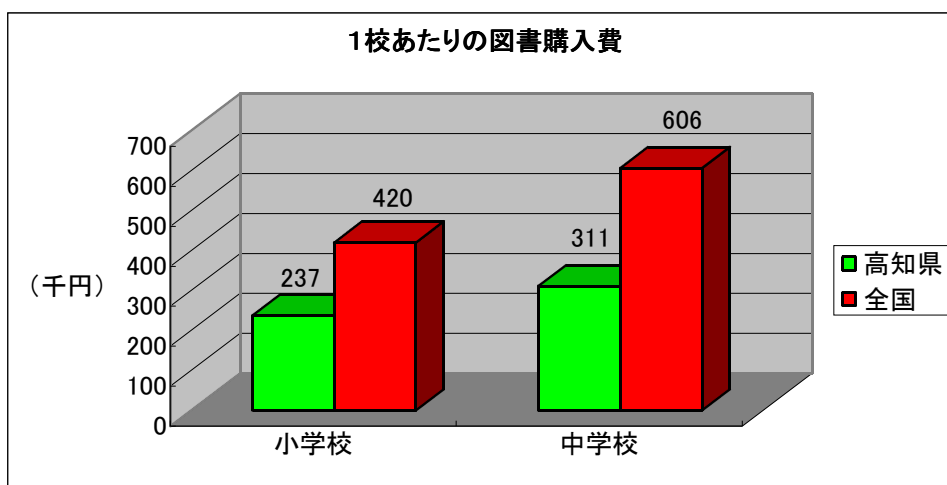
(平成17年度 高知県教育委員会生涯学習課調査)



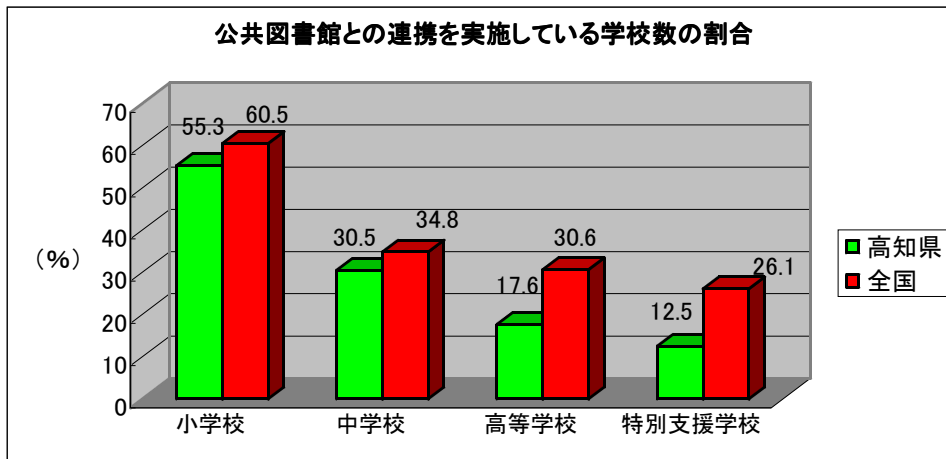
(平成17年度 高知県教育委員会生涯学習課調査)



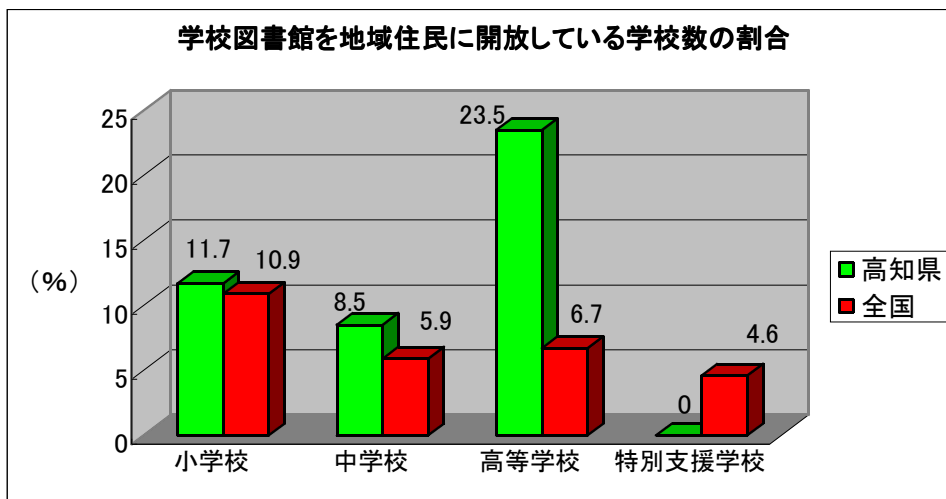
(平成17年度「学校図書館の現状に関する調査」(文部科学省))



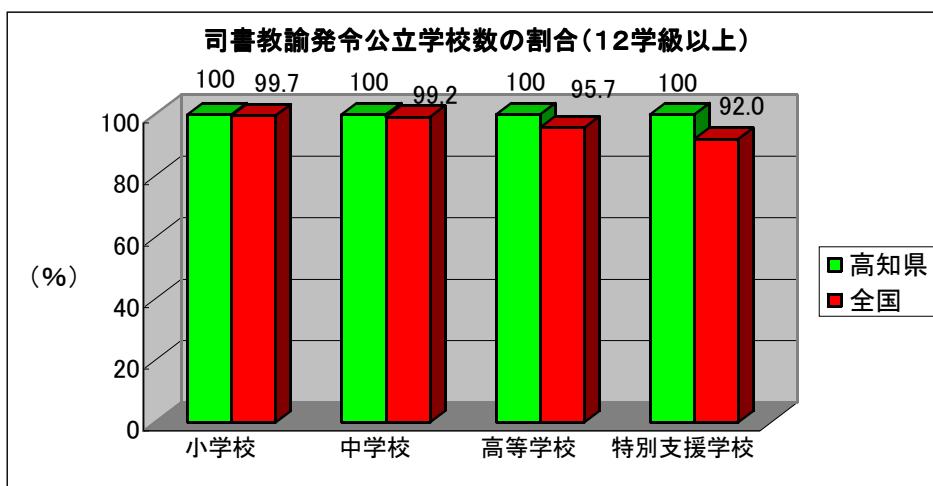
(平成17年度「学校図書館の現状に関する調査」(文部科学省))



(平成17年度「学校図書館の現状に関する調査」(文部科学省))

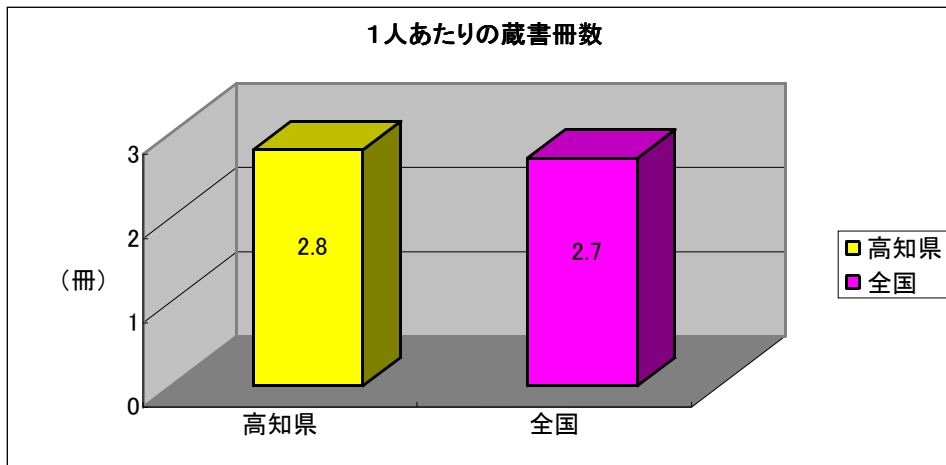


(平成17年度「学校図書館の現状に関する調査」(文部科学省))

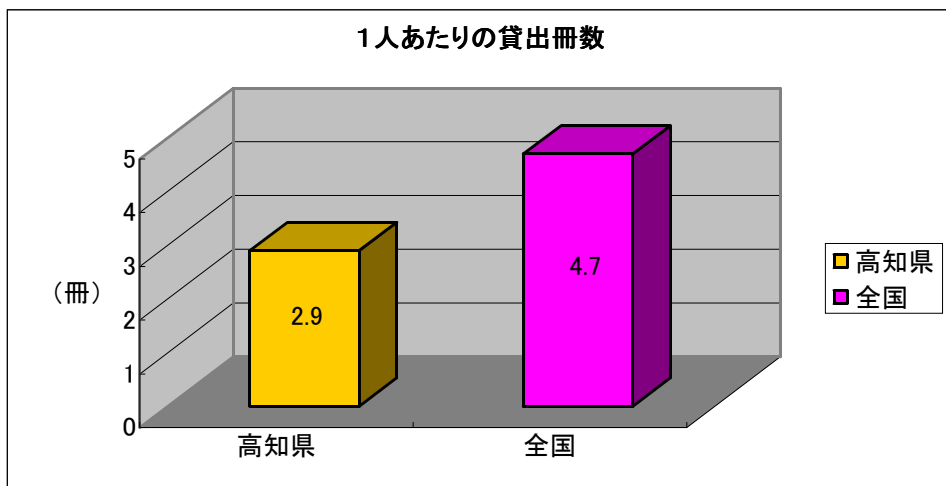


(平成17年度「学校図書館の現状に関する調査」(文部科学省))

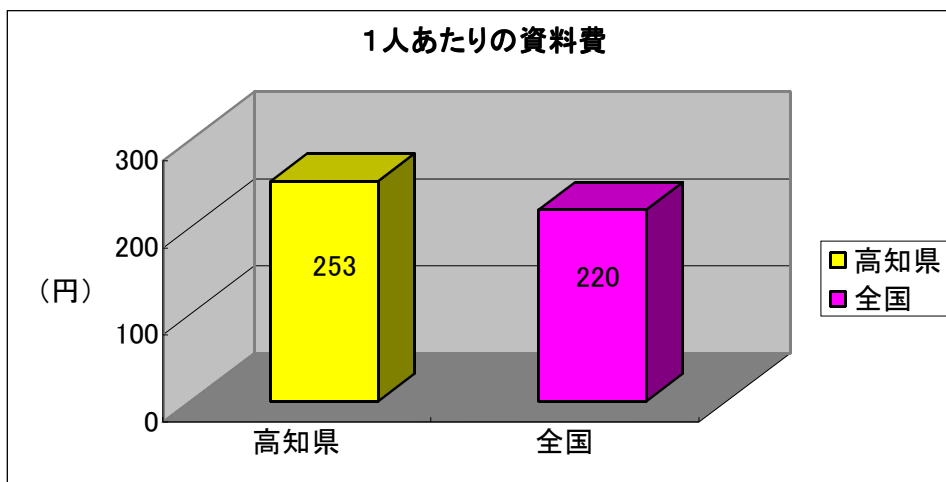
☆ 公立図書館における読書活動の現状



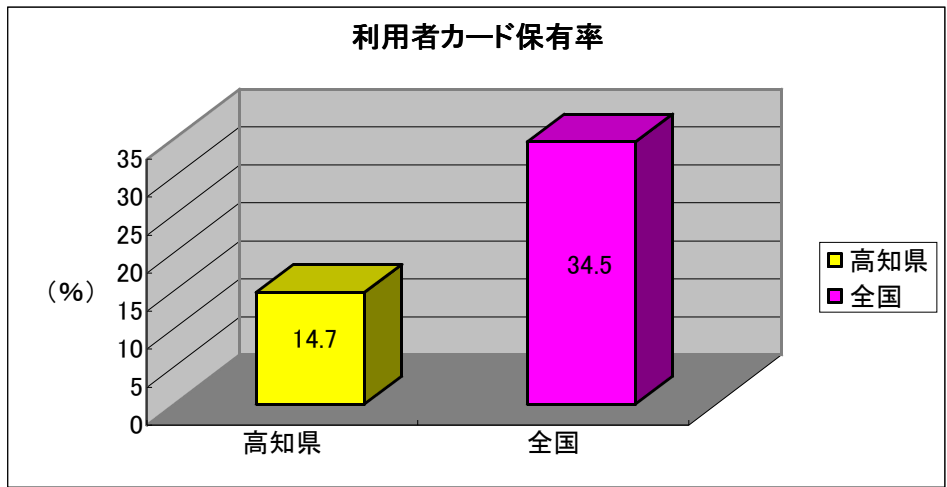
(「日本の図書館2005」(日本図書館協会))



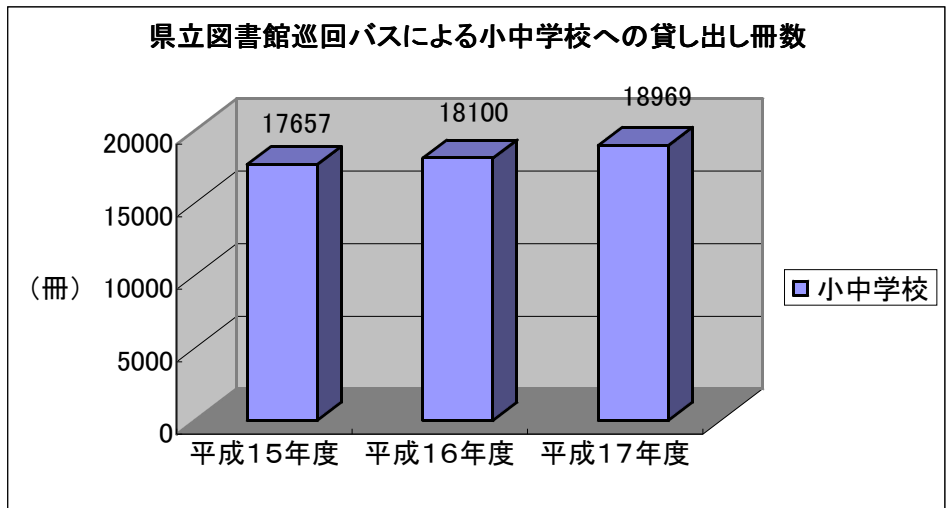
(「日本の図書館2005」(日本図書館協会))



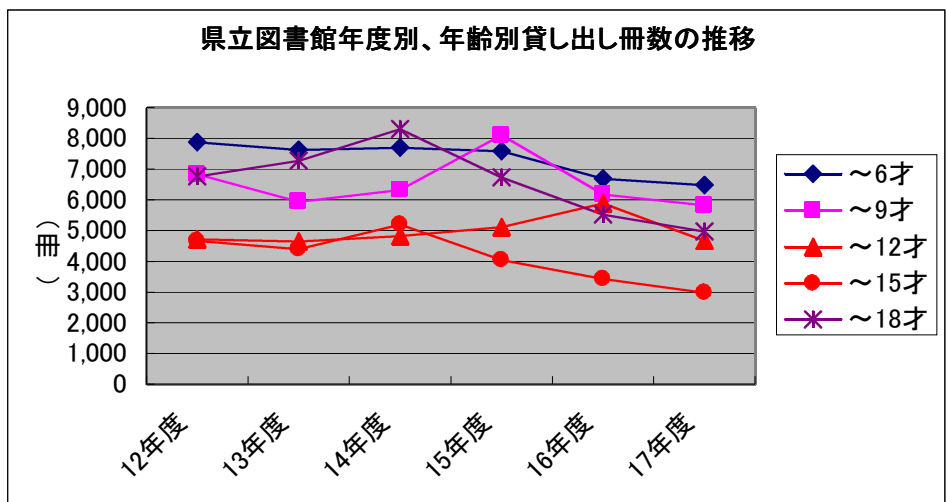
(「日本の図書館2005」(日本図書館協会))



(「日本の図書館2005」(日本図書館協会))



(平成17年度 高知県立図書館調査)



(平成17年度 高知県立図書館調査)

子ども読書マップ



公立図書館等の一覧表

| 市町村名 | 種別 | 名称 | 市町村名 | 種別 | 名称 | 市町村名 | 種別 | 名称 |
|------|-----|----------------|-------------|---------------|---------------|---------------|----------|-----------|
| 高知市 | 図 | 高知県立図書館 | 土佐市 | 図 | 土佐市立市民図書館 | 田野町 | 図 | 田野町立図書館 |
| | 図 | 高知市立市民図書館 | | 図 | 土佐市立市民図書館宇佐分館 | | 公 | 安田町文化センター |
| | 図 | 高知市立旭市民図書館 | 図 | 土佐市立市民図書館戸波分館 | 公 | 中山公民館 | | |
| | 図 | 高知市立潮江市民図書館 | 公 | 中央公民館 | 公 | 本山町中央公民館 | | |
| | 図 | 高知市立江ノ口市民図書館 | 公 | 戸波公民館 | 文 | ナザレ文庫 | | |
| | 図 | 高知市立下知市民図書館 | 図 | 須崎市立図書館 | 文 | 西田文庫 | | |
| | 図 | 高知市立長浜市民図書館 | 公 | 浦ノ内市民交流会館 | 文 | むくどり文庫 | | |
| | 公 | 朝倉ふれあいセンター | 公 | 吾桑公民館 | 公 | 大豊町中央公民館 | | |
| | 公 | 横浜文化センター | 公 | 上分公民館 | 図 | 土佐町立図書館 | | |
| | 公 | 一宮ふれあいセンター | 公 | 多ノ郷公民館 | 図 | 春野町立図書館 | | |
| | 公 | 高須ふれあいセンター | 公 | 南公民館 | 公 | 引岡上公民館 | | |
| | 公 | 大津ふれあいセンター | 公 | 新荘公民館 | 公 | 引岡下公民館 | | |
| | 公 | 鴨田ふれあいセンター | 文 | バクちゃん文庫 | 公 | 諸木公民館 | | |
| | 公 | 浦戸ふれあいセンター | 図 | 宿毛市立坂本図書館 | 公 | 平和公民館 | | |
| | 公 | 介良ふれあいセンター | 公 | 中央公民館 | 公 | 南ヶ丘コミュニティセンター | | |
| | 公 | 高須ふれあいセンター | 文 | えいこう文庫 | 図 | いの町立図書館 | | |
| | 公 | 布師田ふれあいセンター | 図 | 土佐清水市立市民図書館 | 公 | 清水公民館 | | |
| | 公 | 秦ふれあいセンター | 公 | 下ノ加江公民館 | 公 | 吾北中央公民館 | | |
| | 室戸市 | 公 | 三里ふれあいセンター | 公 | 三崎公民館 | 公 | 脇ノ山公民館 | |
| | | 公 | 御畳瀬ふれあいセンター | 公 | 下川口公民館 | 公 | 越裏門公民館 | |
| 公 | | 五台山ふれあいセンター | 図 | 四万十市立図書館 | 公 | 新郷土館 | | |
| 公 | | 初月ふれあいセンター | 公 | 中央公民館 | 公 | 中央公民館 | | |
| 公 | | 鏡図書室 | 公 | 西土佐公民館 | 公 | 仁淀公民館 | | |
| 公 | | 土佐山図書室 | 文 | びわの木文庫 | 図 | 中土佐町立文化館 | | |
| N | | NPO法人高知こどもの図書館 | 文 | フクちゃん文庫 | 公 | 上ノ加江公民館 | | |
| 文 | | おうち文庫 | 図 | 香南市立香我美図書館 | 図 | 佐川町立図書館 | | |
| 文 | | すみれ文庫 | 図 | 香南市立野市図書館 | 文 | 文庫たんぼぼの家 | | |
| 文 | | ホキ文庫 | 公 | 岸本公民館 | 公 | 本の森の図書館 | | |
| 安芸市 | | 図 | 室戸市立市民図書館 | 公 | 徳王子公民館 | 公 | 夢未来館 | |
| | | 公 | 室戸岬公民館 | 公 | 山南公民館 | 公 | 総合センター | |
| | | 公 | 吉良川公民館 | 公 | 山北公民館 | 公 | 老人福祉センター | |
| | | 公 | 羽根公民館 | 公 | 東川公民館 | 図 | 四万十町立図書館 | |
| | | 公 | 安芸市民図書館 | 公 | 夜須中央公民館 | 公 | 大正公民館 | |
| | 公 | 伊尾木公民館 | 公 | 吉川児童館 | 公 | 十和公民館 | | |
| | 公 | 川北公民館 | 図 | 香美市立図書館 | 図 | 大月町立図書館 | | |
| | 公 | 江川公民館 | 図 | 香美市立図書館香北分館 | 公 | 柏島公民館 | | |
| | 公 | 土居公民館 | 図 | 香美市立図書館物部分館 | 図 | 大方あかつき館 | | |
| | 公 | 井ノ口公民館 | 公 | 繁藤公民館 | 図 | 黒潮町立佐賀図書館 | | |
| 南国市 | 公 | 西浜公民館 | 公 | 岩村公民館 | 公 | 馬路公民館 | | |
| | 公 | 黒鳥公民館 | 公 | 中央公民館別館 | 公 | 魚梁瀬多目的施設 | | |
| | 公 | 穴内公民館 | 公 | 物部公民館 | 公 | 中央公民館 | | |
| | 公 | 赤野公民館 | 図 | 東洋町立図書館 | 公 | 芸西村立図書館 | | |
| | 文 | おとぎのへや・文庫 | 公 | 中央公民館別館 | 図 | 日高村立図書館 | | |
| | 図 | 南国市立図書館 | 公 | 甲浦公民館 | 公 | 中央公民館 | | |
| | 文 | ひかり文庫 | 公 | 町民会館 | | | | |
| | | | 文 | はまだ文庫 | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |

* 図は公立図書館、公は公民館図書室及び図書室的施設、NはNPO法人、文は文庫です。(平成17年度社会教育調査、生涯学習調査)

高知県子ども読書活動推進計画策定委員会設置要綱

(設置の目的)

第1条 「子どもの読書活動の推進に関する法律」(平成13年法律第154号)第9条第1項の規定に基づき、子ども読書の推進に関する施策を検討するため、高知県子ども読書活動推進計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(任務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 高知県の子どもの読書活動推進計画の策定を行うこと。
- (2) 子ども読書の振興策について検討を行うこと。
- (3) その他、前条の目的に付随する事項の検討を行うこと。

(組織)

第3条 委員会は、委員10名以内で組織する。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員の互選により座長1名、副座長1名を置く。

- 2 座長は、委員会を主催する。
- 3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 4 座長、副座長に事故があるときは、座長が指名する委員がその職務を代理する。

(運営)

第5条 委員会は、座長が必要に応じて招集する。

- 2 会議の議長は、座長が当たる。
- 3 委員会は、必要に応じて委員以外の有識者を招聘し、意見を求めることができる。

(設置期間)

第6条 委員会は、設置の日から平成19年3月31日まで置くものとする。

(事務局)

第7条 事務局は教育委員会事務局生涯学習課に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、座長が別に定めることができる。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

高知県子ども読書活動推進計画策定委員会委員

(50音順)

| 氏 名 | 所 属 等 |
|-------|--|
| 安藤 厚子 | 社団法人全国学校図書館協議会学校図書館活動推進委員 (前高知県学校図書館協議会長) |
| 大原 寿美 | 特定非営利活動法人高知こどもの図書館長 |
| 岡本 悦子 | 読み聞かせボランティア |
| 柿原 映子 | 高知県私立幼稚園連合会理事 (学校法人桜井幼稚園桜井幼稚園長) |
| 北村 絵理 | 特定非営利活動法人高知市こども劇場副理事長 |
| 高瀬 琴代 | 高知県立高知東高等学校 |
| 濱田 倭子 | 高知市立高知市民図書館副館長 |
| 藤田 加代 | 高知県立高知女子大学名誉教授 |
| 細川しづ子 | 前高知県小中学校PTA連合会母親委員長 |
| 山下 文子 | 高知県保育士会長 (社会福祉法人和香会十市保育園長) |

子どもの読書活動の推進に関する法律

平成 13 年 12 月 12 日公布施行

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

（子ども読書の日）

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

（財政上の措置等）

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

「子どもの読書活動の推進に関する法律案に対する附帯決議」

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

一. 本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。

二. 民意を反映し、子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。

三. 子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことができる環境づくりのため、学校図書館、公共図書館等の設備充実に努めること。

四. 学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。

五. 子どもの健やかな成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的判断に基づき提供に努めるようにすること。

六. 国及び地方公共団体が実施する子ども読書の日趣旨にふさわしい事業への子どもの参加については、その自主性を尊重すること。

文字・活字文化振興法

(平成十七年七月二十九日法律第九十一号)

(目的)

第一条 この法律は、文字・活字文化が、人類が長い歴史の中で蓄積してきた知識及び知恵の継承及び向上、豊かな人間性の涵養並びに健全な民主主義の発達に欠くことのできないものであることにかんがみ、文字・活字文化の振興に関する基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、文字・活字文化の振興に関する必要な事項を定めることにより、我が国における文字・活字文化の振興に関する施策の総合的な推進を図り、もって知的で心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「文字・活字文化」とは、活字その他の文字を用いて表現されたもの（以下この条において「文章」という。）を読み、及び書くことを中心として行われる精神的な活動、出版活動その他の文章を人に提供するための活動並びに出版物その他のこれらの活動の文化的所産をいう。

(基本理念)

第三条 文字・活字文化の振興に関する施策の推進は、すべての国民が、その自主性を尊重されつつ、生涯にわたり、地域、学校、家庭その他の様々な場において、居住する地域、身体的な条件その他の要因にかかわらず、等しく豊かな文字・活字文化の恵沢を享受できる環境を整備することを旨として、行われなければならない。

2 文字・活字文化の振興に当たっては、国語が日本文化の基盤であることに十分配慮されなければならない。

3 学校教育においては、すべての国民が文字・活字文化の恵沢を享受することができるようにするため、その教育の課程の全体を通じて、読む力及び書く力並びにこれらの力を基礎とする言語に関する能力（以下「言語力」という。）の涵養に十分配慮されなければならない。

(国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念（次条において「基本理念」という。）にのっとり、文字・活字文化の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、文字・活字文化の振興に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(関係機関等との連携強化)

第六条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策が円滑に実施されるよう、図書館、教育機関その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(地域における文字・活字文化の振興)

第七条 市町村は、図書館奉仕に対する住民の需要に適切に対応できるようにするため、必要な数の公立図書館を設置し、及び適切に配置するよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、公立図書館が住民に対して適切な図書館奉仕を提供することができるよう、司書の充実等の人的体制の整備、図書館資料の充実、情報化の推進等の物的条件の整備その他の公立図書館の運営の改善及び向上のために必要な施策を講ずるものとする。

3 国及び地方公共団体は、大学その他の教育機関が行う図書館の一般公衆への開放、文字・活字文化に係る公開講座の開設その他の地域における文字・活字文化の振興に貢献する活動を促進するため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

4 前三項に定めるもののほか、国及び地方公共団体は、地域における文字・活字文化の振興を図るため、文字・活字文化の振興に資する活動を行う民間団体の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(学校教育における言語力の涵養)

第八条 国及び地方公共団体は、学校教育において言語力の涵養が十分に図られるよう、効果的な手法の普及その他の教育方法の改善のために必要な施策を講ずるとともに、教育職員の養成及び研修の内容の充実その他のその資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、学校教育における言語力の涵養に資する環境の整備充実を図るため、司書教諭及び学校図書館に関する業務を担当するその他の職員の充実等の人的体制の整備、学校図書館の図書館資料の充実及び情報化の推進等の物的条件の整備等に関し必要な施策を講ずるものとする。

(文字・活字文化の国際交流)

第九条 国は、できる限り多様な国の文字・活字文化が国民に提供されるようにするとともに我が国の文字・活字文化の海外への発信を促進するため、我が国においてその文化が広く知られていない外国の出版物の日本語への翻訳の支援、日本語の出版物の外国語への翻訳の支援その他の文字・活字文化の国際交流を促進するために必要な施策を講ずるものとする。

(学術的出版物の普及)

第十条 国は、学術的出版物の普及が一般に困難であることにかんがみ、学術研究の成果についての出版の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文字・活字文化の日)

第十一条 国民の間に広く文字・活字文化についての関心と理解を深めるようにするため、文字・活字文化の日を設ける。

2 文字・活字文化の日は、十月二十七日とする。

3 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の日には、その趣旨にふさわしい行事が実施されるよう努めるものとする。

(財政上の措置等)

第十二条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

策定にあたって

子どもが誕生したとき、まわりの人々はその子の幸せな人生を祈ります。子どもの存在は、みんなにとって喜びであり、希望です。私たちは、子どもたちが幸せな子ども時代を経、より深く、強く生きる人になることを願って、この計画を作りました。

私たち委員は、火鉢を囲んで聞いた昔ばなし、おんぶの背中で聞いたわらべうた、読み聞かせてもらった本、自分の本を買ってもらってうれしかった日など、幼い頃のことを反芻しながら、“この感動を、今の子どもたちにも”と熱い思いで案を出し合いました。時には、行き詰まりながらも、子どもたちが言葉を獲得し本を読み、自尊感情を育て今を豊かに生きることを願って議論を重ねるうち、楽しく夢のある仕事をさせていただいている幸せを味わいました。

子どもの読書離れが苦慮されていますが、全国学校図書館協議会が毎日新聞社と共同で実施している第52回読書調査（小・中・高）2006年6月によりますと、『子どもたちが本を読んだ後の質問では小・中・高校生の8割前後の子どもたちが「本を読むことが楽しいこと」だと感じている。読書の楽しさを説いている読書指導の表れであろう。また、高校生で1位の「今まで知らなかったことがわかった。」（76.0%）は、小学生で84.8%、中学生で74.0%と全校種で割合が高い。これは、本を読むことでさまざまな知識（情報）を得ていることを意味している。』（2006.11通巻第673号学校図書館）という、希望のもてる結果が出ています。

私たち大人は、まだ、本の楽しさを味わっていない子どもたちを、どのようにして本の世界に誘うか、その力量の間われる時だと思えます。

文部科学省は、「新学校図書館図書整備5か年計画」を策定する方針を固めました。2007年度から2011年度までの5か年ですべての公立義務教育諸学校での「学校図書館図書標準」達成を目指すもので、1,425億円（単年度あたり285億円）の地方交付税措置が予定されています。（2006.11通巻第673号学校図書館）

「子ども読書活動推進計画」は、本来なら2002年に策定され、来年度から見直しの時期に入りますが、本県ではスタートが遅れています。会議を重ねること10回。県下各地の読書に関する実態と課題が把握でき、教育委員会内各課の横の連携も深まってきたように感じました。そこでさらに、高知県政の大きな課題として「子どもの読書」について、財源措置を含めた施策を講じることを切望いたします。

このたび、高知県らしさを盛り込んだ「高知県子ども読書活動推進計画」として、10人の委員の意見をまとめました。実践に結び付きますように希望を託して、ここに提言いたします。

平成18年11月

高知県子ども読書活動推進計画策定委員会
座長 安藤厚子

高知県子ども読書活動推進計画

発行日：平成18年11月

編集・発行：高知県教育委員会事務局生涯学習課

〒780-0850 高知市丸ノ内1丁目7-52

TEL：088-821-4629

FAX：088-821-4505

E-mail：310401@ken.pref.kochi.lg.jp